

# 安心して飲める水を

## 送り続けます

### 平成17年度水質検査計画

#### 基本方針

水道法施行規則第15条第6項に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、この計画に基づいて水質検査を実施します。

(1) 検査地点 水質基準が適用される給水栓蛇口(から出る浄水で行うほか、浄水場の入口(原水・水道水の原料となる水)、出口(浄水)で水質検査を行います。

(2) 検査項目 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている「1日1回以上行う検査項目」と定期検査として「水質基準項目」、また、将来にわたり水道水の安全性を確保するために留意すべき項目である「水質管理目標設定項目」、原水の水質状況をより詳しく把握するために「播磨町が独自に行う水質項目」とします。

(3) 検査回数 水道法に基づき、「1日1回以上行う検査項目」(色、濁り、消毒の残留効果)は、1日1回給水栓から出る浄水について行います。「水質基準項目」のうち一般細菌、大腸菌、

塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度は月1回行います。

その他の「水質基準項目」「水質管理目標設定項目」および「播磨町が独自に行う水質項目」の検査は年1回行います。

※項目によっては、水道法に基づく検査回数として、年4回以上行います。

(4) 検査機関 「1日1回以上行う検査項目」以外の定期検査は、加古川健康福祉事務所、兵庫県健康環境科学研究所センター、そして、厚生労働大臣の登録を受けた「登録水質検査機関」に検査委託しています。

#### 水道事業の概要

本町の水道は、その水源を地下水(約9割と県水(浄水)(約1割)で構成しています。

地下水は浄水場へ導水し、水道水としての基準を満たすように浄水処理し、県水については浄水処理された水を受水し、配水施設を通じてご家庭へお届けしています。

平成16年4月1日以降の現在の水質基準項目(50項目)に関しては、基準値以下となっています。安心して飲める水を供給しています。水質基準50項目のうち、次の9項目については月1回の検査を行います。

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度

水道水が水質基準に適合しないおそれがある場合には、必要に応じて、浄水場原水、浄水および給水栓などにおいて、臨時の水質検査を行います。臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し、水道水の安全性が確認されるまで行います。

水質検査計画および検査結果は、播磨町のホームページで公表します。また検査計画は、毎年見直しを行い、状況に応じて改正することとします。

水質検査業務は、水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録検査機関に委託して行います。委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視します。

#### あなたが飲用に使っている井戸水は安全でしょうか？



近年、O157やクリプトスポリジウムなどの病原性微生物や有害重金属、その他テトラクロロエチレンなど有害化学物質による地下水汚染が全国的に問題となっています。

あなたが飲用に使っている井戸水は安全でしょうか？ 飲用にはぜひ水道水を利用されることをお勧めします。町の水道では、定期的に重金属や有害化学物質・病原菌の有無など50項目にわたる検査をして、水道水としての水質基準を満たした水を供給しています。また、安全な水を供給するため、日夜を問わず水道原水の監視や施設の維持管理が行われています。井戸水を飲用に利用する場合は、自己責任で、定期的に水質検査を行い、生水を飲まないで、必ず煮沸して飲むようにしましょう。

井戸水の利用については、兵庫県東播磨県民局のホームページにも掲載していますのでぜひご覧ください。

<http://web.pref.hyogo.jp/higa-shiharima/index.html>

#### ▶問い合わせ

兵庫県加古川健康福祉事務所  
薬務・生活衛生課  
☎0794(22)0184

#### 関係者との連携



水道水の安全性を確保していくため、播磨町では、関係機関(兵庫県加古川健康福祉事務所薬務・生活衛生課、兵庫県立健康環境科学研究所センターなど)との連絡を密にするなど、また、水質汚染事故に係る危機管理対応マニュアル(播磨町上下水道部作成)に基づき、安全・安心な水道水の供給に万全を期しています。

浄水場名称	第3浄水場	谷田浄水場
所在地	播磨町北古田1-3-1	播磨町二子字谷田738-2
原水の種類	深井戸水	深井戸水
浄水処理方式	凝集沈澱・急速ろ過	消毒のみ
現況処理能力	18,000m <sup>3</sup> /日	600m <sup>3</sup> /日



▲第3浄水場

区分	第3浄水場	谷田浄水場
給水対象(町内%)	98.7%	1.3%
計画1日最大給水量	22,000m <sup>3</sup>	600m <sup>3</sup>
1日最大給水量	14,435m <sup>3</sup> (平成15年度)	206m <sup>3</sup> (平成15年度)
1日平均給水量	12,616m <sup>3</sup> (平成15年度)	163m <sup>3</sup> (平成15年度)



水質検査は、水道用水が水質基準に適合し、安全・安心であることを保証するために不可欠なものです。水質検査計画とは、適性な水質検査を行うために、水質検査の項目、検査地点などを定めたものです。

▼問い合わせ 管理課  
☎0794(35)2379  
FAX0794(37)4192  
〒675-1018 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号  
E-mail: kanrikatyo@town.harima.hyogo.jp